

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会（第26回） 議事録

1. 日 時：平成17年5月24日（火）16：00～18：00

2. 場 所：中央合同庁舎4号館 11階共用第1特別会議室

3. 出席者：

【大臣】 棚橋大臣

【委員】 阿部博之会長、薬師寺泰蔵議員、岸本忠三議員、柘植綾夫議員、
松本和子議員、黒川清議員
秋元浩委員、荒井寿光委員、飯田昭夫委員、稲蔭正彦委員、
井上由里子、澤井敬史委員、竹岡八重子委員、野間口有委員、
平田正委員、本田圭子委員、松重和美委員、三原秀子委員、
横山浩委員

【文部科学省】根本光宏 研究環境・産業連携課長

長谷川和弘 高等教育局 専門職大学院室長

【経済産業省】中西宏典 産業技術環境局 大学連携推進課長

【特許庁】新井正男 総務部 技術調査課長

【事務局】塩沢審議官、清水審議官、扇谷参事官

会長 それでは、定刻を過ぎましたので、これから第26回の「知的財産戦略専門調査会」を開催させていただきます。

本日は、棚橋大臣にも御出席をいただいております。何かごあいさつをいただければと思います。よろしく申し上げます。

大臣 着席のまま、ご挨拶をさせていただきますことをお許しいただければと思います。

専門委員の皆様方には、大変お忙しい中にもかかわらず、第26回の「知的財産戦略専門調査会」に御出席をいただき、また日ごろ大変御熱心に御討議をいただきますことに、まずもって心から御礼を申し上げます。

申し上げるまでもなく、平成7年の科学技術基本法の制定以来、私ども科学技術創造立国という観点から、科学技術における国家戦略を大変重視して進めておりますが、現在、平成18年度からの第3期科学技術基本計画の策定に向けて着々と準備を進めているところでございます。

特に、大学等の知的財産活動につきましても、ここ数年間で研究成果の機関一元管理等が定着いたしまして、着実な成果を上げていただいているのではないかと考えておりますが、これも特に当専門調査会におきまして、専門委員の先生方にいろいろと御指導、御助言をいただいている成果ではないかと考えております。

平成14年以来、この専門調査会では、我が国の科学技術の振興・発展のための知的財産戦略の在り方、あるいはその取組みの具体的な方向につきまして御検討いただいていると

理解しておりますが、その成果が着々と拡大しているのではないかと考えております。

しかし一方で、更に産学の連携の一層の効果的な推進等々、知的財産という観点も含めていろいろとやっていかなければならない部分がたくさんあるのではないかと私は思っており、特にこれからは、議論になっております研究者の方々の自由な研究活動と知的財産権の保護とこのバランスをどうするかという話、あるいは大学発の特許等を活用してベンチャー企業等を円滑に立ち上げていただくに当たっての環境としてどういうルールをつくっていくかという話、あるいは知財を活用した中での産学官連携によって地域の活性化を図る等々の議論を更に進めていただけないかと思っております。

更には、知財を担う人材の育成も大変重要でございます、弁理士はもとよりですが、大学の知的財産の実務家等、こういった方々の育成についてもいろいろと議論していただき、具体的な方策をとりまとめていただく予定と伺っております。

これまでも大変御熱心に御議論いただきましたが、本日御審議をいただき、素晴らしい内容にしていただければと思っております。

総合科学技術会議としては、おまとめをいただけますれば、その御提言につきまして、現在のところ5月31日に官邸で総合科学技術会議の本会議を開催する予定でございますので、その中で会長の御報告もいただきながら、国の方針として御了承いただけるのではないかと考えておりますし、また、6月10日の知財本部会合で審議される知財推進計画にも反映させたいと考えておりますので、専門委員の皆様方には大変御多忙のところを御熱心に参加をいただいておりますが、是非、知財戦略の具体化に向けて、本日も御指導を賜わりますことをお願い申し上げます、一言ご挨拶に代えさせていただきます。

会長 どうもありがとうございました。それでは、早速ですが審議に入らせていただきます。

まず、事務局から資料確認をしてください。

事務局 お手元に配付させていただいております資料は2点でございます。

まず、資料1といたしまして、本日のとりまとめの御議論をいただきます「知的財産戦略について(案)」というものでございます。

資料2が、第25回、前回の議事録でございます。御確認の上、足りないもの等がございましたら事務局まで御連絡いただければと思います。

会長 ありがとうございます。本日は、前回に引き続きまして、報告書のとりまとめに向けて御審議をいただきたいと思っております。順調に行きましたら、本日、まとめていただけると、そういう方向で御審議をいただきたいと思っております。

最初に事務局から説明をしていただきまして、その後、議論にしたいと考えております。まず、事務局から説明をしてください。

事務局 資料1に即しまして、前回御意見をいただいて変更になった点を中心に御説明をさせていただきますと思っております。

まず、4つの論点がございますが、そのうちの「1. 大学等にかかる知的財産権の積極

的活用」でございまして、8ページをお開きください。

上のii)のところでございますが、リサーチツールにつきまして、限定的な解釈をすべきではないかという御意見もいただきましたので、2行目でございますが、リサーチツールの説明を少し付け加えさせていただきました。「特に汎用性が高く代替性の低い遺伝子改変動物やスクリーニング方法等のリサーチツールに係る特許に関して」という形にさせていただきます。

それから、文章の末尾の方が「研究におけるライセンス等取扱いに係る諸問題についても幅広い観点から検討する」と整理させていただきました。

次のiii)でございますが、このところにつきましては、全体として「ガイドラインの普及による効果、影響を見守る一方で」という後段の部分でございますが、その取組みについては、下から2行目の中段ぐらいですが「各国における対応、国際的な議論の動向等を踏まえて検討し、必要に応じて法改正を含めた措置を講ずる」とまとめさせていただきます。

下の(2)のi)のところでございますが、ここは表現を明確にするようにということでございまして、3行目のところ「大学等の知的財産本部あるいは知的財産管理・活用組織において」と明確化させていただきました。

1行下の後ろの方ですが「大学等とTLOとのより一層の連携強化を図る」としてあります。

その後段ですが「大学等やTLOにおいて特許流通アドバイザー等の専門家を活用したり」と明確化をさせていただきました。

1枚めくっていただきまして、iii)のところでございますが、2行目の後段「弁護士知財ネット」の後ろに「等知的財産に詳しい弁護士の活用」という形で、少し幅のある表現にさせていただきます。

(3)のii)でございますが「契約の評価」という表現が不適切ではないかという御指摘を踏まえまして、1行目の後段でございますが「大学やTLOが行っている共同研究やライセンス等の技術移転実務について評価した結果を公表する」という形にさせていただきます。

それから、評価という言葉が別の意味で2つ使われているという御意見もありましたので、それを踏まえまして、上から4行目の一番最後のところからですが「それに対し企業側はどのような意見を持っているかという事例を」という形で、評価という表現を省かせていただいております。

その下のiii)のところでございますが「TLOの能力向上を図るため」というところで、その評価の部分については「優れた活動を行っている」と評価されるTLOの要因分析」という表現で整理させていただきます。

iv)でございますが、上から3行目、従来は「若手研究人材」となっていたんですが、若手に限らないという御意見もいただきましたので「若手」というのを取って「研究人材」

という形で整理させていただいております。

(4)のii)のところでございますが、下から3行目のところで「外部に対して積極的に公表する」というところですが、すべての大学に対してそうじゃないということを踏まえまして、その前のところに「必要に応じて」という形で付けさせていただきました。「必要に応じて外部に対して積極的に公表する」という形にしています。

一番下の行でございますが、留意事項のところにも具体例を書くということで「例えば大学の特性や企業側における実施化促進といった点を踏まえた契約上の工夫等について」と書かせていただきました。

11ページの(6)のところでございますが、特許情報へのアクセスのところにつきましては、少し表現をわかりやすくするために、2行目の中段ぐらいですが「平成17年度(2005年度)からの論文等の書誌情報と特許情報との統合検索システムの運用開始に向けて、データベース管理などの支援を行う」と具体的に記載させていただきました。

下から3行目の「さらに」というところでございますが「特許電子図書館(IPDL)の機能向上に努めるとともに、大学等において専用回線を介して特許電子図書館(IPDL)を利用可能とする」と、機能向上の部分をつけ加えさせていただきました。

12ページに入りましてii)のところでございますが、3行目「先行技術調査を支援する」という形だったんですが、御意見を踏まえまして「先行技術調査やパテントマップの作成等を支援する」と記入させていただいております。

(7)のところでございますが、表題のところの表現を工夫するということをしていただきまして「研究者等の業務重複に伴う負担を軽減する」という表現に直させていただいております。

それに伴いまして、下のところについては(8)という形で、新しく表題を起こさせていただきますして「共同研究における学生等の位置付けを明確化する」という部分を入れさせていただきますいております。

13ページに入りまして(9)のところでございますが、後段の3行目の「また」以降でございますが、少し文章を整理させていただきますして「また、評価や資源配分において技術移転活動に積極的に取り組む大学を適切に取り扱うことが重要である。これらの点を踏まえて、平成17年度(2005年度)以降、大学の評価や資源配分を行うにあたっては、技術移転活動等産学連携活動に対しても配慮する」という表現にさせていただきますいております。

14ページの2.の「大学発ベンチャー」のところでございますが、枠囲いの「基本的認識」の中、大学発ベンチャーの定義を少しわかりやすくするように。それから、大学とは分かれた組織であることを少し明確化できないかという御指摘もいただいていたので「基本的認識」の1行目の一番最後のところでございますが「大学等の研究者や学生等、あるいは第三者が、大学等の研究成果を活用して新たにベンチャー(以下、『大学発ベンチャー』)という。この大学発ベンチャーは、あくまでも大学等から独立した企業体である。)を起業する形態がある」とさせていただきますいております。

下の(1)のi)のところでございますが、少し誤解を招く表現があったので、少し整理させていただきまして、利益相反の問題については「利益相反マネジメントのポリシーが策定されていなかったり、ポリシーが運用面に十分反映されていないなど、個々の機関ごとにばらつきがある。また、実務レベルでは、明確な判断基準もなく、大学等が利益相反マネジメントの透明性を担保し、申請者の正当性を保証するシステムをとっていないケースが多い」というような形で認識を整理させていただいております。

15ページに入りまして「(2)ライセンス対価としての株式取得容認を周知する」のところでございますが、下から4行目のところで、留意事項の取扱いの解説など具体的な説明という形で「株式取得時や売却時の留意事項など取扱の解説を作成し」ということで、わかりやすく書かせていただきました。

追加の文章として「また」とございますが「研究開発型独立行政法人においても同様の運用を可能とするよう平成17年度(2005年度)中に検討を行う」と追加をさせていただいております。

ii)のところでございますが、少しわかりやすい表現するにするために、下から2行目でございますが「個人情報の保護の十分留意するよう各大学の検討を促すとともに、参考のために、その取組の先進事例の事例集を作成する」という形にさせていただいております。

16ページのiii)のところでございますが、情報管理、広報体制のところ、下から2行目でございますが「利益相反や法令遵守に関する大学等での情報管理、広報体制を整備する」という形で、少し御意見を踏まえた修正をさせていただいております。

17ページに入りまして(6)のところでございます。これは多くいただいた御意見を踏まえまして、(6)を新しく起こさせていただきました。読ませていただきます。

「(6)遺伝子治療・再生医療の特許制度を整備する」。

「近年、遺伝子治療や再生医療の分野においては技術の革新に目覚ましいものがあることから、平成17年度(2005年度)から当該分野における革新的な最先端の技術やその動向について調査するとともに、将来の課題としてこうした技術の進歩に対して特許制度がどうあるべきかについて検討を行い、必要に応じ制度を整備する」と文章を整理いたしました。

「3.地域の自然資源等を活かした知的財産の創造及び活用」のところでございますが、20ページのところでございますが「(5)大学等や地域で生まれたシーズに係わる知的財産権を強化する」。従来、知的財産インキュベーションという言葉はわかりにくいと、それをわかりやすくするために表現を変えさせていただきました。読ませていただきます。

「平成17年度(2005年度)中に大学等や地域で生まれたシーズに係る知的財産権をより強い権利とするための追加研究等の支援を充実させることを検討する」という表現にさせていただきました。

21ページの中段iii)のところでございますが「アドバイザー等の専門家」のアドバイザー

ーがわかりにくいという指摘がございましたので、上から3行目でございますが、産学連携コーディネーターや、特許流通アドバイザー等の専門家という形で、具体的な例示を挙げさせていただいております。

「4. 知的財産関連人材の戦略的育成・確保」のところでございますが、24ページの(1)のところでございますが、御指摘を踏まえまして、上から5行目といたしまして「そのための工程表として、10年間のロードマップを作成し、毎年度その評価を行う」というのを追加させていただいております。

(2)のi)のところでございますが、司法試験の見直しのところの御意見をいただいたんですが、知的財産本部の事務局と御相談させていただいて、この専門調査会では明記をしないという形で、従来の文章のままという形で整理させていただいております。

26ページの一番上、ii)のところでございますが、実務家のところで表現がわかりにくいという形がございましたので、それを踏まえまして、ii)の1行目の一番最後の方ですが「日常レベルで利益相反の判断を下せる、また、グレーゾーンについても相当に明確な判断基準を持って指導をしていけるような実務家を育成すべく」という形で、わかりやすく文章を書かせていただきました。

26の一番下のvi)のところでございますが「OJTの研修を通じて」のところ、TLOの後ろに「知的財産本部」というのを付け加えさせていただいております。

あとは、細かい字句の修正とか、誤記の訂正等はさせていただいておりますが、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

それでは、一応、事務局が頑張ってくれまして、前回の皆様の御意見あるいは併せてお寄せいただいた御意見を踏まえまして、こういったバージョンをつくってもらいました。どこからでも結構でございますので、御意見をいただきたいと思います。お願いします。どうぞ。

委員 これは「知的財産推進計画2005」に反映されると考えてよろしいのでしょうか。

会長 さっき大臣が少し紹介しましたように、まず、総合科学技術会議の本会議でオーソライズしていただきまして、それをできるだけカセットのような形で知的財産2005に反映させていただくと。多少重複しているところは修正が必要だと思いますけれども、できるだけ我々のテーマについては、こちらの意見を尊重していただくということで、よろしいですね。

委員 はい。

委員 大学における知的財産の取組みが大分進んでくるなというのと、産学連携においても、知財の問題を重要視して取り上げていこうと、私は大変な進歩だと思うんですが、大学側と産業界で、やはり意見の違い、考え方の違いがあるというのは、はっきりと課題を浮き彫りにしたというところが、また非常に大きな成果ではないかと思っておりますので、是

非こういった問題点の抽出も含めて反映していただきたい。

会長 ありがとうございます。引き続きウオッチをしながらやっていきたいと思います。ほかに、いかがでしょうか。

委員 24ページから25ページにかけてでございますが「(2)高度かつ学際的な知的財産専門人材を養成する」のii)の一番最後の行で「このような高度な知的財産専門人材育成のため、平成17年度(2005年度)以降、ポスドクを含め博士課程修了者が法科大学院に進むインセンティブについて検討し、必要な措置を講ずる」となっているわけですが、非常に急がれていることですから、17年度以降ということではなくて、17年度中に予算要求をするということで議論も始まっているわけですので、私の希望としては、一番上の「以降」を17年度中と直していただいて、検討し、必要な措置を講ずるという意味は、予算要求をするということでやっていただく。それぐらい急がれていることですから、修文を希望いたします。

会長 事務局はどうですか。調整が大変。

事務局 「措置を講ずる」の解釈部分だと思いますが。

会長 いや、まず17年度中ということに変えるようにというのが1つの大きい点です。

事務局 予算要求が措置のうちに入るのであればあれですし、今、聞いているのは、予算が付いて実際に実行に移す段階が17年度ではなくて、18年度になろうということで、17年度は既存の政策の中での努力をし、18年度はそういうのを実行するという形で、それを全部包含して以降という形で整理をさせていただいたんですが、予算要求もありであれば、また少し御相談をさせていただきたいと思っています。

会長 余り修文にすっとイエスという感じではなかったんですけども、彼は各省と交渉しているという立場があるんですが、これは一回努力してみてください。以降というと、何かだらだらとなってしまうのではないかという御心配ですので「以降」を「中」に変えるだけでも相当大きいと思いますが、ちょっと預らせていただいて。

事務局 はい。

会長 それでよろしいですか。

委員 よろしく願いいたします。

会長 では、ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

委員 今、2～3時間前にダブリンから帰ってきて、まだ時差ぼけなんですけど、これは初めて見るんですが、非常に裏読みもできるように御苦勞な文章ではないかと思えますので、余り文句がないというか、ちょっと今まで議論がどういうふうに出ていたかわからないところで、16ページの「(5)特許制度の改善を図る」というところの3行目に「国内優先権主張期間(現行1)年を延長」とすると。これは国際的にほとんどないような気がします。むしろ、大学等と考えたら、グレース・ピリオドの問題の方がいいんじゃないかという気がするんですが、これは事務局の方でどうしてこういうのが入ったかという

こと。

もう一つ、これはお願いというか、ほかの人も意見があるかもしれないんですが、次の17ページの「(6) 遺伝子治療・再生医療の特許制度を整備する」というところで、これを入れていただいたのは非常にありがたいと思います。

ただ、日経新聞なんかも読んでいまして、やはり韓国がES細胞をつくったり、いろんなことが進んでいまして、日本の制度整備をすると、これは非常に遅くなるんじゃないかというのが日経に出ていたかと思うんです。

そういう意味では、むしろ下から2行目ですが、特許制度がどうあるべきかについて検討を行い、必要な制度を早急に整備するぐらいの強い方向性があるのもいいんじゃないかと思うんですが、これはいろいろ経産省の方も問題があるのかもしれませんが、むしろ私自身はそういうふう感じた次第でございます。

会長 ありがとうございます。2つありますが、16ページの方を、まず事務局、現行1年の延長というのがどういうこと出てきたのかと。

事務局 この文章の趣旨は、大学の時点で最初に、まず特許出願をすると。その後も追加の開発をしていくことで、元の特許を強くしていく形にしていく。それに対する制度面での整備という意味では、一度出願したものを発展させていくという形では、今、国内優先権主張という制度だけがあります。それをどう変えていくかという形で、アメリカには一部継続出願というのがあるんじゃないかと。それから、優先権主張の期間1年というのをもう少し延ばせるんじゃないか。その2つものがありますが、そういったものを検討してくださいと形で整理しております。

今、専門委員から御指摘がありました、グレース・ピリオドにつきましては、出願前の段階の話でございますが、少し観点が違うという形で、このところでは取り上げていないところでございます。御理解いただきたいと思っております。

それから(6)のところ、スピードの問題でございます。表現をどうするかですが、今、置かれている状況でございますと、特許庁の方で審査基準の改定をしたばかりだということ踏まえ、ただ急がなければならないという状況を踏まえまして、2行目に平成17年度、本年度から検討を行うと書かせていただいているところで、スピードのところを少し表現として盛り込ませていただいているという状況でございますので、その上には更に早急という表現を付け加えるのかどうかというのは、少し消極的になるところでございます。

会長 今の日経の記事は、多分私も読ませていただいたものと同じではないかと思うんですが、こちらにいます薬師寺議員が会長をしております、総合科学技術会議の生命倫理の専門調査会が一定の結論を出して、とにかく研究をOKしたんですけれども、日経の記事は、各省がそれをフォローしてきちんとした整備をしていないと、それをだめじゃないかと、その記事じゃないかと思うんです。

これは、ここに書いてあることと重複するところもあるんですけれども、生命倫理の委

員会は激論を3年やりまして、それで総合科学技術会議として踏み出したとの反対少数意見もありました。大きい新聞の一面に大分いろいろと取り上げながらつくったんです。おっしゃるように韓国なんかみんなやっているのに、何で日本だけ遅れているのかというのが、日経の記事でなかったと思うんです。その視点は、我々としてまだ残っておりますけれども、生命倫理の問題は非常に複雑なので、それは別途取り扱わせていただいております。

いずれにしても、こういった医療の特許制度については、一度、知的財産戦略本部の方で報告を出しているんですが、まだ足らぬということで書かせていただいておりますので、経緯は事務局から説明があったところでありまして、急がなければいけないという趣旨は私も同感ですが、少し文章を預らせていただきたいと思います。

委員 先程の委員の意見に全く賛成なんですけど、遺伝子治療・再生医療の特許は研究の入口でのインセンティブの問題になってしまうんです。結局そういう制度がないと、大きなリスクをかけて、研究開発に踏み込む、参入するところの障害になってしまうわけです。

ですから、これは大企業の問題というよりも、むしろベンチャー的な、そういうリスクを取って新しい先進的な医療を技術開発するような場合に重要です。今、国民から、社会への還元が本当に期待されている領域なんです。

いろんな利害関係を伴うので、これは一筋縄ではいかなかったんでしょうけれども、倫理とかそういう問題と知的財産とは別の問題ですが、やはり時間のかかる問題だと思います。先端医療特許についてここに取り上げていただいたというのは、本当にありがたく思います。是非よろしく検討の継続をお願いいたします。

会長 ありがとうございます。他の専門委員からも同じような御意見をちょうだいしています。

では、ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

委員 15ページをもう一か所お願いしたいのですが、「(2)ライセンス対価としての株式取得容認を周知する」というときに、i)の上の方が国立大学法人でございまして、これは平成17年度中に定着を図るとなっておりまして、「また」以下が、研究開発型独立行政法人においても17年度中に検討を行うとなっておりまして、研究開発型独立行政法人は大学と同じように、あるいは大学よりも早いぐらいのことでやっていくのがいいのではないかと思いますので、今の文章だと、ちょっと研究開発型独立行政法人の方が遅い感じになりますので、修文の意見といたしましては、研究開発型独立行政法人においても、平成17年度中に検討を行い、同様の運用を可能とする。というような形で、研究開発型独立行政法人の方も同じようなペースでやっていただくニュアンスを出していただいたらどうかという希望です。

会長 事務局どうですか、今のは修正してもいいように思いますが。

事務局 ちょっとまた関係部署と相談しますが。

会長 ごめんなさい、いつもサンドイッチになってしまって。

事務局 さほど問題にならないようにしたいと思いますが、御相談させていただきます。

会長 では、努力をさせていただきます。

どうぞ。

委員 25 ページの人材育成のところなんですけれども、前のページの(2)はさっき委員がおっしゃったように、人材育成の話で、多分全般がどちらかというとリーガルサイドの話で、iii)、iv) が弁理士さんの話をしているかと思えますけれども、企業で、いろんな意味で人がほしいのは、法律の知識は勿論ですけれども、経営の視点も加えて総合的にいろんなことが判断できる人材がほしいので、そういう意味では、iv) のところで知的財産専門職大学院や大学院におけるMOTプログラムに進む人にインセンティブを与えてくれるというのは、これは非常にいいなと思えますので、是非進めていただきたいと思えます。

ただ、ちょっとこれは事前にいただいたときに、特にこのところだけ産業財産権というふうに割と限定的に言葉を使っているんですけれども、全体の流れからいくと、知的財産に関する修士課程修了者ぐらいにばくっと広い方が、これからのいろんな施策を打っていくときにいいのかなと思うんですけれども、この辺は事前に聞いていなくて申し訳ないんですけれども、何かあったらそういうふうにやったらどうかなというコメントです。

事務局 御説明させていただきます。弁理士試験の科目として、産業財産権、特許と実用新案と意匠と商標、あと条約がありますが、これが必須科目になっておりまして、それ以外の知的財産は著作権等は選択科目になっております。

ですから、少し扱いが違ってしまして、著作権の選択科目については、既に修士で著作権を取られた方は免除になる制度がございます。ただ、いわゆる産業財産権の部分については、まだ制度が十分ではないということなので、少し書き分けて書かせていただいております。

会長 何か今の件で、よろしいですか。

委員 そのとおりです。この問題が発生した1つの理由は、農獣医出身の方とか、医学部出身の方が、専門職大学院で産業財産権を学んで修士になっても結局何の特権もないということで、専門職大学院で学ぶ気がないと言われたのが、最初の段階です。

会長 これは、依然としてこれでもだめなわけですね。

委員 ただ専門職大学院に行きたいと思うが、特許のことを勉強していても免除にならないのでは余り意味がないと、そういう言い方をされたものですから。

会長 わかりました。

どうぞ。

委員 これは特に産業界に伺いたいけれども、特に大学発のベンチャーだと比較的素人が多いし、今までの日本は大会社が持っていたというところがある。経済産業省でもコメントをしているけれども、1つは国内の問題ですが、特にバイオ関係だと製品が出来てキ

キャッシュフローが来るのは時間がかかりますね。一番大成功したアムジェンだって、最初80年にやって、83年にキリンが投資してくれたから、ようやく息ついて、84年にIPをして、それで初めてマーケットからお金が入るのは1990年ですからね。その間どうやってサバイブするのかというのはすごく大事なわけです。その間に臨床試験をしたりしている。

だけど、日本の大学発と言うけれども、税務署が来るんです。例えば、出資した側の会社の方の税務調査をしたときに、ここに出しているなといったときに、今まで大学だと、委任経理みたいなことで、リーガルなフレームはきちんできますけれども、お金が作ったベンチャーに行っているのか、大学に行っているのか。バイオ関係だとウェットラボがあるはずだから、会社はちゃんと自分のラボを持っているんだろうか。あるいは、大学発だから大学のラボでやっている人とちゃんと契約できているんですかという話になって、国税は黙って朝の8時ごろ予告なしに突然来ます。

ライセンスもオプション契約をしたときに、最初の1年目に、例えば1億円としますね。その年にそんなに使えるわけではないんです。次の年、その次の年、ほとんどお金が入る目当てがないのでためようがないんです。すると、一発で税金取られてしまって、次の年破産ということは幾らでもあるので、それをどうするか、これは国内問題です。

だから、例えば3年とか4年ぐらいでトータルで利益があれば、それに課税するぐらいのことをしてくれないと、問題じゃないかと。これでかなりつぶれますよ。国税はシビアにやりますからね。

2番目に、大企業の先生方に聞きたいんだけど、もし外国の会社から大学なりが訴えられたときにどうするんですか。まさか費用は国費でなんていうんじゃないと思うんだけど、それはどういうリーガルなフレームがあるのかというのは、ちょっと知りたいんですけれども、その辺を考えておかないと。例えば、特許を侵害したなんて後で言われたときにどうするのかなと。

会長 これは大企業の質問。

委員 大企業がそういうことのプライオリティーを決めて、どこで特許を捨てる、捨けないという話もあるし、裁判にもっていったって耐えられる。外国とやっているときどうするのかなど。

会長 ベンチャーについての御質問ですね。

委員 そうです。この2つは、いつでもあるはずですよ。

会長 これは大企業の御意見もあると思いますけれども、今の件は事務局に、今どうなっているか簡単に紹介してください。

事務局 大学発ベンチャーの資金繰りなどの問題なんですけど、基本的にはベンチャー企業は民間企業でありますので、それをどう取扱うかというのは、既存の税制の中で考えていただくといい話になるかと思っております。総合科学技術会議で大学発ベンチャーだから特別扱いしろとか、そういう話はなかなか実際には難しいんじゃないかという感じで考えております。

ちょっと大学発ベンチャーのところで定義を書かせていただいておりますが、ベンチャー企業は大学とあくまでも切り離された別個の企業体という位置づけにさせていただいておりますので、その部分につきましては検討するにしても違うフォーラムで検討すべきなのかなという感じが少ししております。お答えになっているかどうかわかりませんが、一応、そういう整理をさせていただいております。

それから、2番目の外国から訴えられた場合はどうするかということでございますが、それなどを踏まえまして、実は11ページの「1.大学等における知的財産権の積極的活用」の(5)のi)のところで、大学等が関与する紛争処理への対応、それから活用に関する問題が顕在化している。こういったものに適切に対応できるような体制整備を図ると。それに対して支援を行うと書かせていただいております。

ii)として「大学等を対象として訴訟費用の負担軽減や損害賠償金の補填を図るため、民間の知財保険の活性化などの具体的方策について検討を行い、必要な整備を行う」というふうに、少し不十分かもしれませんが、コメントとか提言をさせていただいております。

会長 議員がおっしゃるところまで行ってないんですけれども、まず大学で知財について訴訟みたいなものが起きたときにどうするか。それがようやく議題として議論されるようになってきたというので、初めてこういうことを御議論いただいて書かせていただいたというところで、余り事例がないんです。ベンチャーとって独立しているものは大学発でないものもたくさんありますから、それは訴訟はあると思いますけれども、大学の知財についてここまで来た。

委員 ここまで来たのはいいんですけども、来ることを予測しておかないと。

会長 アンティシペートしてきて。

委員 だから、国税の問題は国内問題だからやってくれと前から言っていたんですけども、なかなか出てこないから。

会長 そのとおりで、去年、一昨年辺りも私は問題提起していたんですけども、なかなか議論に乗らなくて。

どうぞ。

委員 せっかくですから一言。議員の御意見は、まさにそのとおりでして、デスパレーという言葉がありますけれども、新しい着想ができて、それが本当に役に立つところまで育っていくか、いかないかというところで、一つは、アイデアがいろんなアイデアとの競争にどう勝ち残っていくかというのと、もう一つは、それを推進していくための資金的な裏づけを十分獲得できるかという2つの課題があります。デスパレーとはよく言ったものだなと思うのですが、負けるべきコンセプト、アイデアはどんどん谷底に沈んでいく、これが一種の社会的フィルターになっているんじゃないかと思います。

それはそれとして、国税にやっつけられるぐらいのアイデアだとそのようなことがあるのも現実だ。しかし、それに打ち勝っていくような、賛同者が集まってサポートしようと

というようなものこそ大学発のベンチャーとして産業界は期待するというのが基本でありますので、何か特別の配慮をすべきではないのでは、そういうのは、かえって甘えの構造があのではないかと思うし、その辺は欧米は割と厳しくやっておられると思っています。

（黒川議員）委員 それをちょっと調べてほしい。大学発だから優遇しろとか、小さい会社だから優遇しろということを言っているわけではなくて、特にバイオの場合は、そういう特性がある。ライセンス契約したって、2年目、3年目は会社だってなかなか出せないようなプロセスの問題があるから、そういう話をどういうふうにするのかと。常にバレー・オブ・デスがありますけれども、それは会社の場合はいろんな中でプライオリティーを付けていくわけでしょう。大体大学のベンチャーなんてシードは大体1つしかなくて、何かぼろっとやってしまったら、それはまずいんじゃないかなという気がしています。

会長 ありがとうございます。

どうぞ。

委員 これは知財の直接の問題ではないんですけれども、やはりいろいろなケースを考えてみますと、確かに議員が言われたように、バイオの場合は、非常にロングタームで、しかも結構多大な資源を投入しなければいけないというリスクがあるんです。

そういうときに、やはり大学発のいろんな研究開発を事業にまでつなげるには、かなり企業と一緒にやっていないといけません。そのときに、入口で余り大きな権利主張をされると、結局そこで敷居が高くなりますから、企業はそんなだったらやめておこうということに往々になるんです。

ですから、今までよりは企業も、大学は法人化したわけですから、ビジネスパートナーとしての認識はしなければいけないわけです。仮に非常にいいデータがあったとしても、それからものになるまでは、いろんなリスクがあるわけで、要は最初に得る契約金額を問題にするよりも、連携に入るところ自体が大事なんです。だから連携に入るための敷居は低くして、むしろ企業と一緒にやって、何とか市場に出す道を探ることが必要なんです。若干今は、少し大学の権利意識が強過ぎて、そこで連携に入れないということが時々あるんじゃないかと思います。

会長 ありがとうございます。

委員 議員の、ちょっと直接ではないんですけれども、16ページの(4)の中に、独立行政法人産総研のベンチャー支援制度、これは具体的に言いますと、先生がまさに今おっしゃったように、例えば研究設備の使用とかを実態としては会社のための事業に使っているということで、ところが契約も何もなくて、つまりそれはオーソライズされていないということが割とあたりなんかする。これは非常にまずいので、これをちゃんと認めて、設備とかを非常に低廉に使えるという制度なんです。

それから、産総研は2005年の2月からなんですけれども、要するにアーリーステージのベンチャーは、ベンチャーキャピタルからお金を引っ張ってくる必要があるんですけれども、そのときに、やはり大学から実施権を得ていますというんだと、実施権というのは契

約なので、これはいつ切られてどうなるんですかみたいなことを言って、特にバイオ関係の場合には、巨額の投資をベンチャーキャピタルがしますので、やはり権利の不安定性というのを非常に嫌うんです。

ですので、支援制度の中には、例えば専用実施権の設定であるとか、あるいは共有持分の譲渡。要するに共有持分を一部持っていれば、自己実施ができるので、そういった契約の不安定性がなくなるという意味では、そういうことも実は制度の中に入っています。

これは、是非全国の大学も見ていただいて、先生がまさにおっしゃったようなアーリーステージのベンチャーが、特に国がこうしろとか、国が税を優遇しろと、それは何かみんなで聞いたらおかしいかもしれないですけども、そうじゃなくて、大学ができるところでベンチャーを支援するということはできるはずですから、ということで(4)を少し主張していたんです。

1つ質問といたしますか、どなたに質問していいかわからないんですけども、これは事務局にも質問を出しているんですけども、14ページ目の(1)のi)の4行目の最後の方なんですけど「大学等が利益相反マネジメントの透明性を担保し」、これはいいと思うんです。それで「申請者の正当性を保証する」というのは、一体どういう意味なのかよくわからなかったんです。

利益相反で、マネージメントに従っていただいた場合に、勿論、例えば自分がコンサルティングをしたときに、その人のヒアリングをして、その人が本当のことを答えているということを前提として結論を出すので、要するに裁判官ではないので、事実認定がどうやっても正当だということまでは大学として言えないだろうと。

ただし、そうやってマネージメントに従ってきた人に対して、逆に社会に対して大学側が説明責任を負うと。

具体的に言えば、マスコミとかが来たときに、その研究者個人がたたかれるのではなくて、大学が対応して、大学が説明して、そういう趣旨だったら私は理解するんです。

だから、ちょっと文章の正当性を保証するというのがどういう意味なのかというのがちょっとわからなかったので質問なんです。

会長　　お願いします。

事務局　今、委員がおっしゃった、まさにそういうようなことを書かせていただくつもりで書かせていただいて、少しあれかもしれませんが、後ろの方で情報管理、広報体制の整備の話も書かせていただいていますので、御理解いただけるかなと思っています。

会長　　要するに、大学が正当性を保証するシステムを用意しているかどうかということが大切だと、そういうことですか。

委員　　正当性という言葉がちょっとよくわからなくて、むしろ説明責任、そっちの方を、要するに研究者個人の責任にしないと。大学が社会に対して説明するんだと。それを言っていた方がいいのかなという感じがしたので。

会長　　それは私は賛成ですが、正当性でもわかるかなと思ったんですけども、説明責

任の方がいいですか。

委員 正当性という点、済みません、職業柄どうしても証拠だどうだとか、何かそっちの方になりますと、本当にどうなのかというのがちょっと。

事務局 そうしたら申請者に代わって説明責任を保証するとか、そういう表現に。

委員 社会的に説明責任を大学が負うと。

事務局 という表現の方が正確であれば、皆さんに御了解いただければ。

委員 議員から、例えば外国から訴えられた場合どうするのかというお話がありましたけれども、ベンチャーというのは経済行為をやる主体です。大学とちょっと違うと思うんです。ですから、ベンチャーが提供した事業の成果物で、何か問題が生じた場合に、経営責任を大学まで波及させるというようなことはない形にしておかなければいけない。

今の議論をやりますと、その大学はベンチャーのために大変な訴訟に巻き込まれる恐れがありますので、ここはやはりクリアーにする必要があると思います。

会長 なるほど、おっしゃることはわかりました。これは大学発ベンチャーのセクションに書いてあるから、今、おっしゃったように、大学の教員の利益相反マネージメントを逸脱しますね。ここをわかるようにしませんか。

事務局 はい。

会長 ありがとうございます。では、ほかの点、いかがでしょうか。

委員 基本的には非常に苦労されてまとめられているということで、論点が尽くされているかなと思っております。

それで、むしろこれからの議論の論点を1つだけ申し上げさせていただきたいんですが、12ページの「(8)共同研究における学生等の位置付けを明確化する」というところがございまして、この中でポストクの雇用に関して企業が配慮すべきだというようなニュアンスのことが書かれています。

私が思うんですけれども、まず基本的には学生やポストクの研究に参加している中での知的財産の権利の確保と申しますが、意識の問題というのが本当は大前提にあって、それがしっかりとでき上がった上で、企業がそれにどういうふうコミットしてくるかという問題になっていくのではないかと気がいたします。

現状は、恐らく後の教育とも関係するわけですが、学生やポストクの知財権の意識というのが極めて低いというのが実情でありまして、そういうものをある種悪用しながら何となくただらとやっているのが現状ではないかと。悪く言うとそういう表現になってしまうのかなと思います。

むしろその辺りをしっかりとさせて、学生やポストクが明確な自分自身の知財権というものを意識するようになれば、こういったところは非常に早急に考えなければいけない問題がたくさん出てくるはずでありますから、ただ単に企業との共同研究という文脈で企業がどうすべきだという議論だけではなくて、もう少し幅広く今後は議論を深めていくべきではないかと思っております。

会長 12ページをこんなふうに変えた方がいいというお考えはありますか。修文。

委員 多分、教育の方とか、いろいろなところと関わるので、ここだけを切り出して書き換えるというのは難しいかなと思うんですけども、ちょっと考えてみますけれども、今すぐには、私としては答えられません。

会長 ここはおっしゃるように、学生の位置づけというのは、何も共同研究だけに存在しているわけではありませんので、多面的に学生の位置づけが明確化されるんだと思えますけれども、ここは共同研究に限って書かせていただいているということですので、もし何かありましたらお願いいたします。

委員 今の点に関係するんですけども、やはり12ページの(8)のところでございますが、特に修文等をこの段階でお願いするという趣旨ではないんですけども、学生の位置づけというのは、やはりこれから非常に重要な問題になってくると思っております。

特に、国際的な共同研究ということが、これから進んでくると思うんですけども、そういたしますと、1つには先進国から研究者を受け入れて、一緒に研究するというのもございましょうし、それから途上国から研究者を受け入れて研究するというのもあろうかと思えます。

そうしますと、今の日本のポスドクの学生あるいは通常の学生というのは、寝た子といいますが、余り意識がなくて、余り大きな問題が起きないでうまくいっているだけけれども、外国との共同研究が進みますと、例えば先進国の学生を受け入れた場合には、意識が全然違うということがありましょから、恐らくはこんなことでいいのかという話になりかねないと思うわけです。

逆に、途上国、アジア等との連携を図って研究を進めていこうということになった場合には、逆にアジアの方では、どちらかといえば、知財意識がそれほど高くなかったような場合には、日本の研究の成果を余り契約等を意識しないで持ち帰って使われてしまうというようなことも生ずるかもしれないと。どちらの面でも、まずは日本の学生の位置づけというのをきっちり固めておかないと、遅かれ早かれ非常に大きな問題が生じるおそれがあると思っております。

ですので、ここの書きぶりですと、人件費を、お金をちゃんと払えばいいと。それから契約をちゃんとすればいいというある意味消極的な書き方になっているわけですけども、本当は学生ですとか、ポスドク自身に自分たちが産学連携の中でどういう役割を担っているかということのをきっちりわかってもらうような教育をしなければいけないと。といったら寝た子を起こすということになるのかもしれませんが、そういうことをしていけば、大学発ベンチャー等にもつながっていく可能性もありますし、産学連携に携わっているポスドク等に対する教育も含めた位置づけの明確化ということが必要かと思っております。

以上です。特に修文ということではないんですけども。

会長 重要な御指摘なので修文したくなるような御意見ですが、これは一方ではここには余り書いていないかもしれませんが、2004の方で、あるいはその前だったか忘れまして

けれども、学生に知財のさまざまな教育を施すというのは別に進めているんですが、今おっしゃったのはもう少し踏み込んでいるかもしれませんね。もう少し具体的に研究室で研究をしていくときの一つのスタンスみたいなものになるわけですね。これはどこかになかったですかね。

事務局 学生の方に対して、知財マインドを高めてくださいというのはもう既に入れてありまして、そのための施策は講じる話にはなっているんですが、今、特に具体的にクローズアップされているのは共同研究のところなので、取り上げさせていただいたというところでございます。

委員 多分、今のものはさっきの利益相反とも絡むんですけれども、この間お話ししたガバナンスで組織としてやりますと。組織としてやるときに、今のは完全なリスクマネジメントの話になると思うんです。

ある学生を使うときに、その学生を経由して情報が流れてしまうとか、あるいはもっと怖いのは、やはりそこをお願いしたときに、いい研究テーマであればあるほど、1つの企業でやるのではなくて、ほかの企業も入ってくる可能性があるわけですね。そうすると、そこで情報のコンタミが起こりますから、お願いしている企業からすると、自分の情報が例えば学生を通じてそっちに抜けていると。そういうのがさっき議員がおっしゃったような大学が一番紛争に巻き込まれやすいケースだと思います。

大学発ベンチャーの場合は、基本的に出資関係とか法人で切っていますから、そこでリスクヘッジできていますから、だからむしろ大学で起こりやすいのは、大学がかなりいろんな情報が入ってくるまでステージを高めるとい位置づけがありますから、そのリスク管理をどうするかというのも大学の全体のマネジメントレベルで考えて、各研究室に対してはこういうことをきちんと、少なくとも学生を使う場合はやりなさいよとか、そこまでブレークダウンしてこの問題をとらえて、書くか書かないかはちょっとわかりませんが、問題の本質はそこにあると思うんです。

会長 ベンチャーはちょっと別にしまして、大学といっても今は非常に温度差がありますけれども、あるいは同じ大学の中でも温度差があるわけですが、今、御指摘になったようなことをどうやって、意識改革という言葉は使うとか、今日、別の会議で言われたので、いずれにしてもそういう常識を身に付けていくということはどうしたらいいかですね。非常に大切なことですが、どこまで国がそれを言うべきかということもありますね。問題は非常に大切なことだと思います。

どうぞ。

委員 確かに国が言うべきかどうかは別だけれども、やはり日本の場合は大学でも同じ大学に大体いるものだとアプリアリに思ってポスドクをやっている。そういうところが異常なんですけれども、企業も同じところだと思ったから中村修二さんみたいな話がある。やはりマーケットのモビリティもないし、それから今ベンチャーキャピタルとおっしゃったけれども、スピノフしてベンチャーキャピタルを入れた途端にベンチャーの人とい

うのは特殊な人たちですから、どんどんドライブされて大学の人がある程度ゆっくりやるかなという話は許されなくなります。

そういうときにはどういうふうなアライアンスを組むかというのは結構大事で、そういうマネジメントができる人というのは余りいないんですね。どうしても大会社で生きていたから目配りができる人がいないというのは確かに問題だなという気がします。

それから、学生さんの話とか、特にバイオ関係だと、遺伝子とかタンパクをやっていても、結局ケミカルコンパウンドとか薬を持っていく。大学ではキャパシティーがすごく限られていますから、メーカーとやっている分にはいいんだけども、ほかの大学の研究室と一緒にやると、どっちのどうなんだという話が必ず大学同士の紛争になってきて、この辺は別にガイドラインはないんですけれども、やはり司法の前例を積み重ねるよりしようがないのかなという気がする。ある程度このような問題をアンティシペートしないと、何でも国がルールを敷くというのもちょっと気に入らないですね。その辺をどうするか。

それから、産総研の話も私は評価委員会をやっているからわかるんだけども、あそこはかなり国のお金を使っているからどうということないという気はしているんですけれども、いいところばかり言う、失敗例は隠したくなる。そういう問題もあるかなと。

だから、完全にプライベート・インスティテュートだとするとどうなるかというシステムのルールを国がつくってくれれば、あとはいいのかなという気がします。

会長 京都大学は、今の学生の問題についてはどういう配慮をされておられますか。

委員 1つは教育が重要だと思っております、それを少しやっているんですけれども、やはり彼らはベンチャーとか非常に意識が高くて、こういったことをやることによって随分変わるかなと。

逆に言って、今、我々はかなり年配の人が話しているんですけれども、やはり学生レベルで知財、ベンチャー、そういった組み合わせた事例を、成功事例も含めて提示するというのは非常にアクティブになるかと思えます。

会長 京都大学でも学部とか、研究科によって大分違うかもしれませんがけれども、いずれどの大学もこういう問題というのは、遅かれ早かれ直面してくることは間違いないと思えます。ありがとうございました。

どうぞ。

議員 もう一つ、ポスドクはまだ雇用関係にありますから、契約書でそれをきちんと規定できるんですけれども、学生というのはそうではないんですから、日本の大学院の学生は何も給与をもらっているわけではないので、やはり直接それは制限するということに限界があって、私はときどき思いますのは、学生が就職活動するときに、なるべく自分が雇用してもらいたいために、自分のやっただいい仕事を見せたいという形があります。企業の側もこの研究室の仕事は聞きたいということもありますし、これはやはりどうしてもお給料を学生にあげて、きちんとした雇用関係にすればいいんですけれども、私は法律的にそれを100%制限することは無理があるのではないかと思います。幾らそれは教授のガバ

ナンスの問題だと言われても、やはりそれでもちょっと限度があるんじゃないかと。アメリカの場合、大学院生にお給料をあげているというのが、ある意味ではそういうことがきちんとできる、ドライビングフォースになると思っています。

会長 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、そういう意識もあってこういう文章になっているんですけども、ほかの点はいかがでしょうか。

どうぞ。

委員 ちょっと全体的な提言書のまとめなんですけれども、「はじめに」があって、大学それからベンチャー、地域それから人材育成。これは全体のまとめという文章はないのかという感じなんですけれども、つまりこういう提言をするときに、これでどう知財を生かして地域からのイノベーションをするというちょっと簡単なまとめがあるといいかなと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

会長 まとめとは結論ですか、サマリーですか。

委員 サマリーみたいところです。

会長 サマリーは危険なところもあるんですけども、総理の出る本会議、あるいは知財戦略本部会合も総理がお出になるんですが、そういうところで説明するときは、大体サマリーをつくってやらせていただきますけれども、それについては余り専門調査会みたいなところで御議論いただくという習慣はありませんで、本会議のぎりぎりになってつくって持って行って説明するというのが普通ですが、何かお考えがありましたら、特につくったりしていないですね。

事務局 はい。

会長 ですから、各大学等はこれをむしろ読んでいただいて、その前に各省があるんですけども、それでこれに沿っているんな施策を各省が講じていただくと。時に応じて私ども御相談に預かったり、あるいは余り進んでいないともっと急いでくださいということを上申し上げるとか、そういうケースになるわけですけども、どうですか、ちょっとサマリーを御検討いただくということにはなっていないんですか。

委員 この中で、既に少しはキーワードとして書かれていると思うんですけども、例えば大学に対する期待の中で、やはり知財を核に大学の活性化もありますし、産学連携ベンチャー、やはり地域という形でイノベーションの創出という形がありますので、そういったところをうまくまとめていただければと思います。

会長 ありがとうございます。余り頭になかったことで、ほかにはいかがでしょうか。

もしよろしければ、本日いただいた御意見を基に必要な修文を行って、当調査会の最終まとめとして総合科学技術会議の本会議に報告をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

会長 今日いろいろ貴重な御意見をいただきましたので、かなり前回と比べて修文は終わっておりますけれども、なお若干の点がございましたので、それについてはやらせてい

ただきますが、会長に御一任いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。ただ、もしかしたら一部御相談させていただく専門委員の方がおられるかもしれませんので、よろしくお願い申し上げます。

事務局は、そういうことでいいですね。

事務局 はい。

会長 それでは、閉会に先立ちまして、本日の会議資料につきましては公開という取扱いにさせていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

会長 それでは、そうさせていただきます。

また、前回 25 回と今回 26 回の議事録案につきましては、発言者の皆様に今後御確認をいただきまして、公表の取扱いについては会長一任として公開をさせていただきたいと思いますが、お許しをいただければありがたいと思います。それでは、よろしくお願い致します。今回で本調査会は、とりあえず一段落ということになります。これまで非常に密度の濃い議論をいただきましたこと、御尽力に心から感謝申し上げます。

1 つだけ残っている大きいものがございまして、今までも何回も話題になったものがありますが、「研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム」が別途動いております。その結果がまとまりましたところで、その内容を御報告して御審議をいただきたいと。そのための専門調査会を開催したいと考えておりますので、時期等については、そちらの方が固まらないと専門調査会が開けませんので、できるだけ早くやらせていただきますが、時期については後日事務局から御連絡申し上げます。

今後、また新たに検討が必要な課題がありましたらお集まりいただいて、そのほかに御審議をいただくことになると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これもちまして閉会といたします。本当にありがとうございました。